

京都市地域水道事業に関する事務の委任に関する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第119号

京都市地域水道事業に関する事務の委任に関する規則

(委任)

第1条 地方自治法第153条第1項の規定により、次に掲げる事項を除き、地域水道事業（水道法第3条第1項に規定する水道で、給水人口が5,000人以下であるものにより、浄水を供給する事業をいう。以下同じ。）に関する事務（別に定める地域に関するものに限る。）を上下水道局長に委任する。

- (1) 予算の調製及び執行に関すること。
- (2) 市会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- (3) 決算を監査委員の審査及び市会の認定に付すること。
- (4) 過料を科すること。
- (5) 料金及び加入者負担金の徴収に関すること。
- (6) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (7) 契約の締結に関すること。

2 上下水道局長は、市長が必要があると認めるときは、前項の規定により委任した事務の執行について、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特に重要又は異例な事項で、市長が自ら処理することが適当であると認めるものについては、自ら執行するものとする。

(委任による京都市地域水道の管理に関する条例施行規則の読み替え)

第2条 前条第1項の規定により市長が上下水道局長に委任する事務については、京都市地域水道の管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条（規則第

4条第2項において規則第2条第2項の規定を準用する場合を含む。), 第4条第1項各号列記以外の部分, 第7条各号列記以外の部分及び第8条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「上下水道局長」と, 規則別記様式中「京都市長」とあるのは「京都市上下水道局長」と読み替えて, これらの規定を適用する。

(補則)

第3条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に關し必要な事項は, 所轄局長が定める。

附 則

この規則は, 平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)